



福島医発第 1276 号 (地)
令和 5 年 8 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

本件は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、「医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う」とされたことを踏まえたものです。

具体的には、都道府県労働局に設置された『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』や、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、医療機関等に対して幅広く周知を行うこと等を求めています（別添リーフレット参照）。

なお、都道府県労働局においては、特別相談窓口へ情報提供のあった事案のうち調査を要する職業紹介の事業所や、常用就職の紹介実績が一定以上ある有料職業紹介事業者の事業所に対し、職業安定法等の違反がないか調査を行い、違反が確認された場合は是正指導を行い、違反状態の速やかな是正を図るとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 801 号（地域）

令和 5 年 7 月 28 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 菡 敏

（公印省略）

公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省職業安定局長他連名で各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、「医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う」とされたことを踏まえたものです。

具体的には、都道府県労働局に設置された『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』や、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、医療機関等に対して幅広く周知を行うこと等を求めています（別添リーフレット参照）。

なお、通知 第 1－1（3）にあるように、都道府県労働局において、特別相談窓口へ情報提供のあった事案のうち調査を要する職業紹介の事業所や、常用就職の紹介実績が一定以上ある有料職業紹介事業者の事業所に対し、職業安定法等の違反がないか調査を行い、違反が確認された場合は是正指導を行い、違反状態の速やかな是正を図ることです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 27 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
別添の通り、各都道府県知事あてに通知を発出致しました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

職 発 0726 第 4 号
医政発 0726 第 10 号
社援発 0726 第 16 号
老 発 0726 第 2 号
こ 成 保 109
令和 5 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

公的職業紹介の機能強化と有料職業紹介事業の適正化について

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)において、「医療介護分野における職業紹介について、関係機関が連携して、公的な職業紹介の機能の強化に取り組むとともに、有料職業紹介事業の適正化に向けた指導監督や事例の周知を行う」こととされたところです。

医療・介護・保育分野における事業者の人材確保については、事業者が有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料の負担感の強さや、有料職業紹介事業者から紹介された者に早期離職が多いなどの課題が指摘されており、厚生労働省としては、医療・介護・保育分野の有料職業紹介事業の適正化や公共職業安定所の機能強化、介護現場における生産性向上のための取組などを実施しているものの、依然として人手不足の状況が続いています。特に介護分野については、今後、高齢化の進展に伴い介護サービスの需要及びこれに対応した介護人材の確保の必要性は更に高まることが見込まれます。

以上の課題に対応するため、各関係機関において、下記の取組を行うこととするので、各都道府県におかれては、関係機関との連携の下に取組を進めていただくと

ともに、管内の市町村(特別区を含む。以下同じ。) 都道府県福祉人材センター(以下「福祉人材センター」という。) 及び保育士・保育所支援センター等に周知をしていただくようお願いいたします。

記

第1 医療・介護・保育分野における職業紹介に係る相談窓口等の周知・指導監督及び人材確保に向けた取組等

1 『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』等の周知・情報連携の推進

(1) 都道府県・市町村、事業者団体、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等において、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に本年2月に設置された、有料職業紹介事業者に関して職業安定法等の違反の疑いがある情報を受け付ける『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』(以下「特別相談窓口」という。)及び「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、医療・介護・保育分野の事業者に対して幅広く周知を行うこと。

(2) 事業者が特別相談窓口に円滑に情報提供することができるよう、介護生産性向上総合相談センター(介護事業者の生産性向上に係る中核支援機関として、地域医療介護総合確保基金を活用して令和5年度より都道府県において順次設置予定) 福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等(以下「介護生産性向上総合相談センター等」という。)の労働局以外の窓口において、事業者に対して、情報提供のための様式の配布及びその提出先の紹介を行うとともに、必要に応じて、事業者による記入後の様式を労働局へ送付すること。当該様式については、労働局から介護生産性向上総合相談センター等に対して提供することとする。なお、介護生産性向上総合相談センター等においては当該様式の配布のみを行い、記入後の様式は事業者から直接労働局に送付することでも差し支えない。

(3) なお、労働局において、特別相談窓口へ情報提供のあった事案のうち調査を要する職業紹介の事業所及び医療・介護・保育分野での常用就職の紹介実績(令和3年度実績)が一定以上ある有料職業紹介事業者の事業所に対し、職業安定法等の違反がないか調査を行うこととし、この結果、職業安定法等の違反が確認された場合は是正指導を行い、違反状態の速やかな是正を図ることとしている。

2 労働局における都道府県等と連携した人材確保等のイベントの実施

(1) 労働局において、都道府県、事業者団体、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）等の関係機関と連携し、お互いの周知・広報力を活用して、人材確保等のイベントを開催することを予定しており、都道府県におかれても、労働局と連携して周知・広報を行うなど、積極的に協力いただきたいこと。例えば、各種支援機関の利用者・利用事業所に対する周知・広報に加え、都道府県等の各種行政サービス窓口における周知・広報、それぞれの機関における広報誌・SNS等を通じた周知・広報、都道府県及び労働局の定例会見の場を活用した情報発信等、様々な機会を捉えて周知・広報を行い、公的な支援機関を利用していない潜在求職者・参加事業者を呼び込み、各種支援機関を参集した総合的な支援を受けられるイベントを開催することが考えられる。

(2) なお、ハローワークにおいては、オンラインの積極活用により潜在求職者・求人者の利用を促すこととしているので、上記のイベントの機会等を利用して積極的に周知を行うこと。

3 職業紹介事業に係る留意点・事例の周知等

職業紹介事業の適切な利用方法についての事業者の理解を促進し、職業紹介事業者の適切な選択に資するよう、今後、厚生労働省及びこども家庭庁において、医療・介護・保育分野の事業者が職業紹介を利用する際の留意点・注意事項、好事例を作成することとしているため、都道府県・市町村、事業者団体、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等において、医療・介護・保育分野の事業者に対して幅広く周知すること。

4 求人票等における事業者の取組等に関する情報提供の推進

求人を出す医療機関、訪問看護事業所、介護事業所及び保育事業者が自らの施設・事業所の魅力を求職者に訴求できるよう、ハローワークや福祉人材センター、保育士・保育所支援センターといった公的職業紹介機関が求人票・求人情報を作成する際には、医療機関、訪問看護事業所、介護事業所及び保育事業者の希望に応じて、働きやすさにつながる先進的取組、雇用管理改善の成果、今後の生産性向上の方針等の人材確保に資する施設情報等を可能な限り含めるように努めること。

なお、厚生労働省においては、事業者と求職者との間のミスマッチを防ぎ、求人情報の一層の充実を図るため、医療・介護・保育分野を取り扱う民間の職

業紹介事業者に対し、上記と同様の取組を求めるとともに、当該施設情報等を踏まえた、より一層の適格な紹介に努めるよう要請することとしている。

第2 介護分野における人材の充足・定着支援の強化等

1 ハローワーク・福祉人材センター・介護労働安定センターによる公的支援の強化

離職率の高い介護事業所であって、採用後の人材が定着しないなどの課題を抱え、重点的な支援が必要と考えられるもの(以下「重点支援事業所」という。)を中心に、雇用管理改善及び求人充足のための総合的支援を実施すること。具体的には、支援対象となり得る事業所に対して、ハローワークの人材確保対策コーナーと介護労働安定センター(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第15条に基づき指定された介護労働安定センター及び同支部をいう。以下同じ。)が情報連携し、人事管理制度等の専門的支援やICT導入による業務改善支援など含め、総合的な支援を実施すること。

また、福祉人材センターにおいて、労働局から重点支援事業所に関する情報の提供を受け、必要に応じ、ハローワークと連携して、人材確保・育成・定着に関わる事業所支援などを実施すること。

2 都道府県、福祉人材センター等と連携した介護関連イベントの実施

労働局において、都道府県、事業者団体、福祉人材センター、ハローワーク、介護労働安定センター等の関係機関と連携し、お互いの周知・広報力を活用して、人材確保等のイベントを開催することを予定しており、都道府県におかれても、労働局と連携して周知・広報を行うなど、積極的に協力いただきたいこと。例えば、各種支援機関の利用者・利用事業所に対する周知・広報に加え、都道府県等の各種行政サービス窓口における周知・広報、それぞれの機関における広報誌・SNS等を通じた周知・広報、都道府県及び労働局の定例会見の場を活用した情報発信等、様々な機会を捉えて周知・広報を行い、公的な支援機関を利用していない潜在求職者・参加事業者を呼び込み、各種支援機関を参集した総合的な支援を受けられるイベントを開催することが考えられる。

また、「雇用対策協定」等の連携協定の枠組みを活用し、都道府県・市町村と事業者団体が連携した介護関連イベントの開催に際して、福祉人材センター、介護労働安定センター等に参画を促すなどして、事業者にとってワンストップで支援を受けることができる場とするなど、参加のインセンティブを高めることが考えられる。

3 地域の関係機関のつなぎ支援

地域の職業紹介機関であるハローワーク及び福祉人材センター、介護事業者の生産性向上に係る中核支援機関である介護生産性向上総合相談センター並びに雇用管理改善の支援機関である介護労働安定センターにおいて、個々の介護事業所の抱える課題に対応した関係機関を相互につなぎ、連携する「つなぎ支援」（各機関が支援すべき介護事業所を把握した場合には、当該支援すべき課題解消に最適な他機関の支援を受けられるようにすることをいう。以下同じ。）を実施すること。

具体的には、以下の取組を促進することが考えられる。

- (1) ハローワークと福祉人材センターは、離職率が高く人材の定着に課題を抱える事業所の充足に尽力するため、これまでの取組における連携した支援を継続して、求職者情報・求人情報の共有や面接会等の共同開催等を実施する。
- (2) ハローワークや福祉人材センターは、生産性向上や雇用管理上の悩みを抱える事業所に対して、介護生産性向上総合相談センターや介護労働安定センターへのつなぎ支援を実施し、個別に抱える課題を解消するとともに、ハローワーク・福祉人材センターの求人充足に繋げる。
- (3) 介護労働安定センターは、生産性向上における支援・援助を求める介護事業所に対して、介護生産性向上総合相談センターへのつなぎ支援を実施し、ワンストップ型の総合的支援に繋げる。
- (4) 介護生産性向上総合相談センターは、同センターの生産性向上に係るワンストップ相談窓口機能を活かして、ハローワーク・福祉人材センター・介護労働安定センター・よろず支援拠点・働き方改革支援センターなど、各種支援機関へのつなぎ支援を実施する。
- (5) 都道府県・市町村の介護保険担当部局は、集団指導など介護事業所が多く集まる場を活用して各種支援機関についての情報提供を行うとともに、業務を行う過程で把握した人材確保や生産性向上、雇用管理改善等に課題を抱える介護事業所（新規指定事業所や人員配置に余裕がない事業所等）に対してつなぎ支援を実施し、個別の課題解決に繋げる。
- (6) 介護労働安定センターは、雇用管理改善の支援を行う中で、個別の介護事業所の抱える課題に応じて、労務管理研修、人材確保・育成・定着支援研修など、自前の研修や福祉人材センターの研修等へのつなぎ支援を行い、人材の育成・定着のための受講を呼びかける。また、各支援機関も同様に、これらの研修の受講が職場の課題対応に必要と判断される事業所に対しては、積極的に周知を行う。
- (7) 介護労働安定センターは、雇用管理責任者（介護雇用管理改善等計画（令和3年厚生労働省告示第117号）において、事業所における適切な雇用管理に加え、介護労働者がやりがいを持てるような取組を通じ、魅力ある職場づく

くりを管理する者として、選任が推奨されている者)が設置されていない介護事業所に対して、都道府県等の協力を得て、都道府県等が実施する集団指導や関係会議などの機会等を捉え、その選任を促すよう周知を行う。

- (8) これらの支援機関の特徴や効果を相互に理解し、適切な情報を介護事業所へ提供し、つなぎ支援を実施するため、介護現場革新会議等へハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター等の支援機関が参画して相互に情報共有等を行う体制を構築することや、四者協定(都道府県、福祉人材センター、労働局、介護労働安定センター)を締結することなどを通じて、地域において活用できる支援等のスキームを共有し、事業者ニーズに対応した柔軟な支援を実現する。

4 本連携による改善事例の積極的な公表

雇用管理改善や生産性向上に課題を抱えている介護事業者の取組を促進するため、本連携の取組によって人材確保・生産性向上・雇用管理などにおいて改善が見られた介護事業者及びその事例について、都道府県において既存の表彰制度等を活用し、積極的に公表されたいこと。具体的には、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等について優れた取組を行う介護事業者を内閣総理大臣及び厚生労働大臣が表彰する制度や、都道府県が行う人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度などを活用することが考えられる。

また、これらの事例をまとめた事例集を作成し、介護生産性向上総合相談センターや福祉人材センター等を通じて、窓口等を訪れる事業者にも周知し横展開を図るとともに、官民の職業紹介において、求人を出している事業者の取組が伝わるようPRするなど、積極的に活用することが考えられる。

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

**法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。**

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人※に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（※無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時の返戻金制度がある

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています



認定分野 医療分野

☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 薬剤師 ☐ 看護職

☐ リハビリテーション専門職 ☐ 医療技術者 ☐ 歯科衛生士

☐ 看護助手 ☐ 歯科助手 ☐ 栄養士・管理栄養士

キーワード

対応エリア

職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のハローワークで、人材確保のお手伝いをしています。

医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。

特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さまに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

「人材確保対策コーナー」による支援の例

● 事業主の皆さまへの支援

- ・ わかりやすい求人票作りへの助言
- ・ 求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
- ・ ハローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介

● 求職者に対する支援

予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供

● マッチングイベントの実施

- ・ 職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
- ・ 業界団体と連携し、業界の魅力を発信

ハローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>



ご存じですか？
医療・介護・保育分野の
紹介会社を選ぶ基準について

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

数多くある

医療・介護・保育分野の
有料職業紹介事業者の中から
安心できる事業者を選ぶ基準の
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、
申請条件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、
「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に
紹介会社を選べば
よいかわからない…

紹介手数料が
とても高かったら
どうしよう…

早期離職時の
返戻金制度がある
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような
広告を出す紹介会社は
使いたくない…



申請条件

人材を安定的に紹介できることは適正認定事業者が満たすべき重要な条件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の対象職種について、①過去2年連続で、②年間5件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請条件としています。

医療分野の対象職種	介護分野の対象職種	保育分野の対象職種
医師	介護職	保育士
歯科医師	うち介護福祉士	保育教諭
薬剤師	うち介護福祉士以外	幼稚園教諭
看護職	看護職	栄養士・管理栄養士・調理員
リハビリテーション専門職	リハビリテーション専門職	看護師
医療技術者	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護助手・看護補助者	生活相談員、支援相談員	
歯科助手	機能訓練指導員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

必須基準

必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた16～18項目のすべてをクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 職種別に手数料を公表している
 - ✓ 早期離職時の返戻金制度を設けている
 - ✓ 求職者に「お祝い金」を支給していない
 - ✓ 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
 - ✓ 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
 - ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
 - ✓ 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
 - ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
 - ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
 - ✓ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

適正認定事業者

有効期間 3年

審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。



〈認定マーク〉
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。



適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

1 顧客推奨度調査の実施



医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景・理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケート結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/

2 認定事業者に関する苦情窓口の運営



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。

また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>



「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』で相談を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

医療分野

（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会

介護分野

（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会

保育分野

（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

適正認定事業者一覧 (認定日社名五十音順)

2023年4月30日時点

医療分野認定企業

株式会社エス・エム・エス エムスリーキャリア株式会社 株式会社エルユーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション 株式会社ツナガリキャリア ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ 株式会社マーキュリー 株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター 株式会社メディカルリソース	株式会社リクルートメディカルキャリア レバレージーズメディカルケア株式会社 株式会社医師のとも 株式会社WILLCO エニーキャリア株式会社 キャリアバンク株式会社 株式会社キャリアシステム クラシス株式会社 総合メディカル株式会社 株式会社トライトキャリア 株式会社フロー 株式会社メディカル・プリンシプル社 株式会社メディウェル	株式会社CONNECT 株式会社エムステージ 株式会社日本メディカルキャリア 株式会社キャリアプランニング 株式会社グロームス 株式会社キャリア 株式会社CMEコンサルティング 株式会社ALC 株式会社SEプラス 株式会社エム・ディー・マネジメント 日本メディカルコネクション株式会社 株式会社ファーストコネクト
--	--	---

介護分野認定企業

アフィニティ・グループ株式会社 株式会社エス・エム・エス 株式会社エルユーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター ライクスタッフィング株式会社 レバレージーズメディカルケア株式会社 株式会社キャリアシステム 株式会社ゼフィロス 株式会社ツクイスタッフ 株式会社トライトキャリア	株式会社ドットコム・マーケティング 株式会社ウィルオブ・ワーク 株式会社キャリアプランニング 株式会社キャリア 株式会社ALC 株式会社ファーストコネクト
---	--	--

保育分野認定企業

株式会社エス・エム・エス 株式会社ジョブズコンストラクション Simple 株式会社 株式会社ネクストビート 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ ライクスタッフィング株式会社 株式会社あんだんて 株式会社トライトキャリア 株式会社メディカルジョブセンター	株式会社アスカ 株式会社アスカクリエート 株式会社CMEコンサルティング
---	---	--



一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者